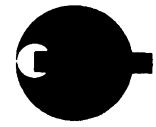


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例施行 規則の一部を改正する規則（人事 課）	○右同 （公安委員会規則）	五
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基 づく特定施設設置の許可申請の概 要（環境政策課）	○警備員指導教育責任者講習の実施 （公安委員会告示）	八
○土地改良事業の施行同意（耕地課）	○参議院（選挙区選出）議員選挙（ 奈良県選挙区）において候補者が 政見放送を行うことができる一般 放送事業者及び当該一般放送事業 者の放送設備により行うことがで きる政見放送回数の （選挙管理委員会告示）	九
○保安林の皆伐面積の許容限度（森 林保全課）	○参議院（選挙区選出）議員選挙に おける立候補届出の受付順位 （雑報）	九
○開発行為に関する工事の完了（建 築課）	○宅地建物取引主任者資格試験の実 施	九
○特定調達契約に係る一般競争入札 の実施（技術管理課）		
○特定調達契約に係る落札者等の公 示		
○右同	（正誤）	

○平成十九年三月十六日付け奈良県
公報第八百五十四号正誤表
○平成十九年三月三十日付け奈良県
公報外第六十四号正誤表
○平成十九年三月三十一日付け奈良
県公報外第六十七号正誤表

規則

議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則をここに公布する。
平成十九年六月一日
奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三号

議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二
年十二月奈良県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。
第十七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号まで一
号ずつ繰り上げる。

第十九号様式の福祉事業記録簿中

ナ	ラ	リ	ル	レ	ロ	リ	ル	レ	ロ

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する
条例施行規則第十七条第一項各号及び第十九号様式の規定は、この規則の施行の日以
後に行ふべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日以前に行ふべき事由が生じた
福祉事業については、なお従前の例による。

告示

奈良県告示第九十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基
づく特定施設設置の許可申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次の
とおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につ
いての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から
三週間奈良県生活環境部環境政策課（奈良市登大路町二〇番地）及び斑鳩町住民生活部
環境対策課（生駒郡斑鳩町法隆寺西三丁目七二一）において一般の縦覧に供する。
平成十九年六月一日
奈良県知事 荒井正吾

申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
株式会社アール大阪支店 執行役員支店長 野島武男

水の値		項目	通常	最大	季節的変動の概要(使用に季節的変動がある場合)	特定施設の使用時間	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間
水	大						
		水素イオン濃度(水素指数)	五・八〇八・六	五・八〇八・六	なし	終日(二十四時間)	

特定施設の種類	特定施設の能力	特定施設の工事着手予定年月日	特定施設の工事完成予定年月日	特定施設の使用開始予定年月日	特定施設の使用開始予定年月日
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十二号に掲げるし尿処理施設	七五〇人槽	許可後直ちに	平成二十年九月三十日	竣工検査後直ちに	

大阪市中心区備後町三丁目六番号
 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 (仮称)奈良県王寺計画新築工事
 生駒郡斑鳩町神南四丁目三六一―三他
 三 特定施設の構造に関する事項

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設から排出される汚水等の一当たりの通常の量及び最大の量(単位 m ³)	特定施設の種類		大腸菌群数(単位 個/cm ³)	窒素含有量(単位 mg/l)	りん含有量(単位 mg/l)	浮遊物質(SS)(単位 mg/l)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)
	し尿処理施設	FRP製						
一五〇	し尿処理施設	FRP製	三〇〇〇以下	一〇	三	一〇	一〇	一〇
一五〇	し尿処理施設	FRP製	三〇〇〇以下	一〇	三	一〇	一〇	一〇

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の種類	処理施設の構造	処理施設の能力	汚水等の処理方法	処理施設の工事着手予定年月日	許可のあった日
し尿処理施設	FRP製	一五〇m ³ /日	膜分離活性汚泥方式	許可のあった日	許可のあった日

項目	処理前		処理後		季節的変動の概要(使用に季節的変動がある場合)	処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間	処理施設の使用開始予定年月日	処理施設の使用開始予定年月日
	通常	最大	通常	最大				
水素イオン濃度(水素指数)	五・八〇八	五・八〇八	五・八〇八	五・八〇八	なし	終日(二十四時間)	平成二十年九月三十日	竣工検査後直ちに
生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)	二〇〇	二〇〇	一〇	一〇				
化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)	一〇〇	一〇〇	一〇	一〇				
浮遊物質(SS)(単位 mg/l)	二五〇	二五〇	一〇	一〇				
窒素含有量(単位 mg/l)	五〇	五〇	二〇	二〇				

この等の等	mg/l	水 りん含有量(単位 mg/l)	汚 汚	大腸菌群数(単位 個/cm)	
				無数	無数
		五		無数	無数
		三		三〇〇〇以 下	三〇〇〇以 下
		三		三〇〇〇以 下	三〇〇〇以 下

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(単位 m)

一五〇 一五〇 一五〇 一五〇

奈良県告示第九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号 第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十九年四月二十六日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十九年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	事業名	地区名
御所市長 前川 正	農業用河川工作物応急対策事業(小規模)	羽生井堰地区

奈良県告示第九十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号 第四条の二第三項の規定により、平成十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律

第二百四十九号 第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十九年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

(平成19年8月1日～平成20年3月31日)

単位:ヘクタール

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
大和川上流水源かん養保安林	5.84
大和川下流水源かん養保安林	18.66
白砂川水源かん養保安林	67.84
木津川水源かん養保安林	153.74
吉野川上流水源かん養保安林	297.31
吉野川中流水源かん養保安林	47.94
上十津川水源かん養保安林	681.02
下十津川水源かん養保安林	927.86
北川水源かん養保安林	882.18
大和川上流土砂流出防備保安林	2.98
大和川下流土砂流出防備保安林	5.86
白砂川土砂流出防備保安林	1.68
木津川土砂流出防備保安林	33.03
吉野川上流土砂流出防備保安林	10.54
吉野川中流土砂流出防備保安林	28.06
上十津川土砂流出防備保安林	39.75
下十津川土砂流出防備保安林	63.18
北川土砂流出防備保安林	29.70
大和川保建保安林	3.90
北川保建保安林	4.22
上十津川保建保安林	0.24

守野川(昭和三十四年法律第百号 第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了した)を次のとおり公告します。

0.40
13.86

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了した)を次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年二月二十九日第七八一七二七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月二十四日第六六八九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年五月二十四日第四一九四号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市外川町四六番地ノ一、四七番地ノ一、五〇番地ノ一、田中町七四番地
ノ一、七四二番地ノ二、七四三番地ノ三、七四四番地ノ四、七四二番地ノ五及び七四
二番地ノ六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市豊津九番一号
株式会社ローン 代表取締役 新浪剛
島根県鏡川郡斐川町大字荘原町三〇四番地ノ二
株式会社ウエストミックスコーポレーション 代表取締役 砥上和男

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 大和郡山市田中町七四二番地ノ四、七四二番地ノ五及び七四二番地ノ六

物産の調査について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調査は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調査に関する協

<p>定の適用を受けるものです。</p> <p>平成19年6月1日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>	<p>第1 競争入札に付する調達の内容</p> <p>1 入札物件 奈良県土木積算システム機器等の借入れ</p> <p>2 入札物件の数量及び特質 奈良県土木積算システム機器等 一式</p> <p>3 借入期間 平成19年9月1日から平成24年8月31日まで</p> <p>4 納入場所 奈良県庁及び各出張機関</p> <p>5 入札方法 入札は、1か月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の10.5分の10.0に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる1から5までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 奈良県における競争入札参加資格者で、営業種目01賃貸業等に登録している者であること。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。</p>	<p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階） 電話（直通） 0742-27-8908</p> <p>(4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績がある者であって、平成17年度及び平成18年度において、奈良県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらすべてを誠実に履行したものであること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されているものであること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部署等の名称、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県土木部技術管理課土木技術カーブ（奈良県庁分庁舎6階） 電話（直通） 0742-27-7607</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所 平成19年6月5日 午後2時</p> <p>3 入開札の日時及び場所 平成19年7月10日 午前11時</p> <p>4 郵便による入札 奈良県会計局総務課入札室（奈良県庁主棟1階）</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p>	<p>3 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の10.0分の10.0に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年3月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び5に関し、奈良県土木積算システム機器等の借入れに係る競争入札参加資格確認申請書を所定の日時までに提出し、競争入札の参加資格のあることの確認を受けなければなりません。</p> <p>なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) (1)の提出書類等に基づき第2の(4)及び5の規定に該当すると認められる者を落札候補者とします。</p> <p>(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手續の停止等 この調達に関する苦情申立ての処理手續において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。</p> <p>9 手續における交渉の有無 有（入札説明書で示す入札参加確認申請の手續が必要です。）</p>
---	--	---	--

<p>10 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 Summary</p> <p>1 Nature and quantity : Lease of Computers and Other equipment for Nara Prefectural Civil Measurement System</p> <p>2 Time Limit of Tender (by hand) : July 10, 2007 11:00 A.M.</p> <p>3 Time Limit of Tender (by mail) : July 9, 2007</p> <p>4 Contact point for the Notice : Nara Prefectural Government, Technical Inspection Division Civil Engineering Department [6th floor, Annex Nara Prefectural Government Office]</p> <p>30Noboriji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501, JAPAN</p> <p>TEL 0742-27-7607 (direct line)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>県営水道公告</p> </div> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。</p> <p>平成19年6月1日</p> <p style="text-align: right;">奈良県知事 荒井正吾</p>	<p>一般競争入札による。</p> <p>7 競争入札の公告を行った日 平成19年3月16日</p> <hr/> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。</p> <p>平成19年6月1日</p> <p style="text-align: right;">奈良県知事 荒井正吾</p> <p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 奈良県桜井浄水場で使用する電気の調達 予定使用電力量 3,967,000キロワット時</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地 奈良県水道局総務課 奈良市大森町57-12</p> <p>3 落札者を決定した日 平成19年5月8日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 関西電力株式会社</p> <p>5 落札金額 5,6,940,450円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。</p> <p>7 競争入札の公告を行った日 平成19年3月16日</p>	<p>3 落札者を決定した日 平成19年5月8日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 関西電力株式会社</p> <p>大阪市北区中之島3丁目6番16号</p> <p>5 落札金額 60,390,750円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。</p> <p>7 競争入札の公告を行った日 平成19年3月16日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>公安委員会規則</p> </div> <p>奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成19年6月1日</p> <p style="text-align: right;">奈良県公安委員会 委員長 永田正利</p>
<p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 奈良県水道管理センターで使用する電気の調達 予定使用電力量 3,951,000キロワット時</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地 奈良県水道局総務課 奈良市大森町57-12</p> <p>3 落札者を決定した日 平成19年5月8日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 関西電力株式会社</p> <p>大阪市北区中之島3丁目6番16号</p> <p>5 落札金額 49,861,350円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続</p>	<p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。</p> <p>平成19年6月1日</p> <p style="text-align: right;">奈良県知事 荒井正吾</p> <p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 奈良県新平静ボンプ場で使用する電気の調達 予定使用電力量 5,067,000キロワット時</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地 奈良県水道局総務課 奈良市大森町57-12</p>	<p>奈良県公安委員会規則第10号 奈良県警察組織規則の一部を改正する規則</p> <p>奈良県警察組織規則(昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第10号中「留置場」を「留置施設」に改める。</p> <p>第11条第7号中「核燃料、放射性物質」を削り、同条中第14号を第15号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。</p> <p>(8) 核原料物質、核燃料物質及び原子核の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の施行に関すること(生括弧記載課及び警備第二課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>第14条第4号中「核燃料、放射性物質」を削り、同条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。</p>

(5) 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定の違反の取締りに関すること。

別表第1警察課留置管理室の項中「第5条第14号」を「第5条第10号」に改め、同表生活安全企画課犯罪抑止対策室の項中「第10号及び第13号」を「第11号及び第14号」に改め、同表生活安全企画課審議審査室の項中「第7号まで」を「第8号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月1日

奈良県公安委員会

委員長 永田 正利

奈良県公安委員会規則第11号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第8号中「大型自動車」の次に「中型自動車」を加える。

第16条第1項中「第74条の2第5項」を「第74条の3第5項」に改め、同条第2項第4号中「第29条第1項第2号」を「第29条第1項第4号」に改め、同項第5号中「又は同条第2項第2号の規定に基づく公安委員会の認定（以下「認定」という。）を受けた者」を「若しくは同号の規定に基づく公安委員会の認定（以下「認定」という。）を受けた者又は同条第2項第2号の規定に基づく認定を受けた者」に改める。

第17条中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

第28条を削る。

第28条の2中「（別記様式第22号の2）」を「（別記様式第22号）」に改め、同条を第28条とする。

第29条第1項中「第34条第2項第2号又は第3項第2号」を「第34条第3項第

2号又は第4項第2号」に、「設置」を「設置し」に改め、同項第4号イ中「規則別表第2」を「規則別表第3」に改め、同項第8号イ中「大型自動車」の次に「中型自動車」を加える。

Table with 5 columns: 乗車定員30人以上のバス型以上の大型自動車, 10メートル以上, 2.4メートル以上, 5.15メートル以上, 8.2メートル以上, 2.4メートル以上, 4.2メートル以上

Table with 5 columns: 乗車定員30人以上のバス型以上の大型自動車, 10メートル以上, 2.4メートル以上, 5.15メートル以上, 乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車, 8.2メートル以上, 2.25メートル以上, 4.2メートル以上

Table with 2 columns: [], []

に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第29条関係）

旅客自動車教習所教習時間表

(1) 技能教習時間表

Table with columns: 教習区分, 教習種別, 教習時間, 教習回数, 教習時間合計. Rows include 大型自動車, 中型自動車, 普通自動車, オートマチック車, 大型特殊自動車, 牽引自動車.

備考 1 教習時間の単位は、50分とする。

備考 2 () 内は回数で、路上教習の回数を示す。

(2) 学科教育項目及び時限数
旅客自動車教習所における学科教育項目については、教習の標準における大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科教育のうち下記の項目を実施すること。

教 習 項 目	時 間
1 信号に従うこと (項目2)	
2 標識・標示等に従うこと (項目3)	
3 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ (項目4)	
4 路線バス等の優先 (項目5)	
5 交差点等の通行、踏切 (項目6)	
6 安全な速度と車間距離 (項目7)	
7 歩行者の保護等 (項目8)	
8 安全の確認と合図、警告器の使用 (項目9)	
9 進路変更等 (項目10)	
10 追越し (項目11)	
11 行き違い (項目12)	
12 駐車と停車 (項目13)	24
13 乗車と積載 (項目14)	
14 交通事故のとき (項目15)	
15 旅客自動車に係る法令の知識 (項目16)	
16 適性検査結果に基づく行動分析 (項目21)	
17 安全運転と人間の能力 (項目22)	
18 車に働く自然の力と運転 (項目23)	
19 悪条件下での運転1 (項目24)	
20 悪条件下での運転2 (項目25)	
21 経路の設計 (項目26)	
22 高速道路での運転 (項目27)	
23 特徴的な事故と事故の悲惨さ (項目28)	
24 自転車の機密と保守管理 (項目29)	
合 計	24

備考 この表において、教習時間は、1教習時間につき50分とする。

別記様式第11号及び別記様式第11号の2中

乗用	貨物
大型 普通 軽	大型 普通 軽

乗用	貨物
大型 中 普通 軽	大型 中 普通 軽

大型	大型	中型
一 二 種	一 二 種	一 二 種

に改める。

別記様式第15号中

乗用	貨物	乗用	貨物
大型 普通 軽	大型 普通 軽	大型 中 普通 軽	大型 中 型

物	大型	大型	中型	二 種
普通 軽	一 二 種	一 二 種	一 二 種	一 二 種

大型	大型	中型
一 二 種	一 二 種	一 二 種

別表様式第21号の3(表)中

種	種
一 二 種	一 二 種

に改め、同様式備考2中「普通免許については2番目の項

に、大型特殊免許については3番目の項に、大型二輪免許については4番目の項に、普通二輪免許については5番目の項に、小型特殊免許については6番目を「中型免許」としては7番目の項に、普通免許については8番目の項に、普通二輪免許については9番目の項に、小型特殊免許については10番目の項に、小型特殊免許については11番目の項に、「普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については、5番目の項に、けん引第二種免許については、6番目を「中型第二種免許」としては4番目の項に、普通第二種免許については7番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、けん引第二種免許については7番目に

改める。
別記様式第22号を次のように改める。

別記様式第22号 (第28条関係)

奈良自動車運転資格審査申請書		平成 年 月 日	
奈良県公安委員会 様			
氏名・生年月日		年 月 日	
住所			
審査に係る緊急自動車の種類	中型 普通	大自二	普自二 小型二輪
現 交付公安委員会名	公安委員会		
に 交付年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日
受 免許証番号	第 号		
て 第一種免許	昭和 平成	年 月 日	
い 第二種免許	昭和 平成	年 月 日	
る 免許の種類	大 中 大 大 小 大 大 中 大 けん引	型 型 通 特 自 自 一 特 付 けん引 型 型 二 けん引	
免 許の条件			
緊急自動車の所在地			
緊急自動車の使用者	職名		
	氏名	㊟	

備考1 審査に係る緊急自動車の種類、示号及び免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。
2 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公印を用いること。

別記様式第22号の2を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年6月2日から施行する。
(経過措置)

- この規則による改正前の規則により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改正を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第58号

警備業法(昭和47年法律第117号、以下「法」といふ。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により公示する。

平成19年6月1日

奈良県公安委員会

委員長 永田 正利

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施時間及び実施場所

- 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号の警備業務
- 実施期日
平成19年7月2日(月)から同月11日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- 実施時間
午前9時から午後5時まで。ただし、初日は、午前9時30分から午前9時50分まで受付を行い、午前10時から実施するものとする。
- 実施場所
奈良県大和高田市幸町2番33号
財団法人 奈良県広域地域産業振興センター

2 定員

30名

3 受講対象者

- 受講対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。
(1) 最近5年間に当該講習に係る警備業務(以下「当該警備業務」といふ。)に従事した期間が通算して3年以上である者

- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といふ。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」といふ。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」といふ。)の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」といふ。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 検定規則別則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」といふ。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」といふ。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

4 受講申込手続

- 受講の事前申請
講習を受けようとする者は、平成19年6月1日(金)から同月7日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課(以下「警察本部生活安全企画課」といふ。)に対し、電話(受付電話番号0742-23-01110内線3043)による事前申請を行い、講習受理番号を取得すること。

なお、この申請は、受講者本人による先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

- 受講の申込み
- 申込み期日等

平成19年6月14日(木)から同月20日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- イ 申込場所
奈良県内の各警察署生活安全課(係)。ただし、奈良県外に居住する者にあつては、警察本部生活安全企画課においても申込みを行うことができる。
- ウ 提出書類
次の書類を受講者本人又はその代理人がその場所に直接持参して受講を申し込むこと。この場合において、(1)により取得した講習受理番号を受け担当者に申し出ること。

- フ 警備員指導教育責任者講習受講申込書(申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚をばり付けたもの) 1通
- イ) 3の受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面

- a 3の1に該当する者については、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 各1通
 - b 3の2に該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し 1通
 - c 3の3に該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等の作成に係る書面 各1通
 - d 3の4に該当する者については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面
- (a) 旧1級検定に合格した者については、旧1級検定に係る合格証の写し 1通
 - (b) 旧2級検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているものにあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等の作成に係る書面 各1通
 - (ウ) 代理人が受講申込みを行う場合にあつては、受講者本人の委任状 1通
- 5 講習手数料(受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。)

47,000円

6 講習業務の委託
本講習は、社団法人奈良県警備業協会(奈良市法華寺町124番地の1)に委託して実施する。

- 7 その他
- (1) 携行品
筆記用具及び昼食
- (2) 問い合わせ先
- ア 奈良県内の各警察署生活安全課(係)
- イ 警察本部生活安全企画課

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第二十七号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二条第七項の規定により、参議院(選挙区選出)議員選挙(奈良県選挙区)において候補者が政見放送を行うことができる。一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数をおおりの定めを告示する。

平成十九年六月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

参議院(選挙区選出)議員選挙(奈良県選挙区)において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数

テレビジョン放送		ラジオ放送	
一般放送事業者名	回数	一般放送事業者名	回数
奈良テレビ放送株式会社	三	朝日放送株式会社	一

選挙管理委員会公告

近く執行が予想される参議院(選挙区選出)議員選挙における立候補届出の受付順位は、次により決定します。

平成十九年六月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

一 選挙期日の公示日の午前八時三十分までに選挙長事務取扱場所(奈良市笠小路町三〇番地)奈良県本庁舎五階 第一会議室を予定)内の立候補届出受付場所に現在する立候補届出者については、「く」により順位を決定します。

二 選挙期日の公示日の午前八時三十分を過ぎて到着した立候補届出者については、前号の「く」により決定した立候補届出者の後とし、その順位は、到着順とします。

雑報

平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験について奈良県知事の委任を受けて次のように実施しますので、宅地建物取引業法施行規則(昭和三十三年建設省令第十号)第十条第二項の規定により公告します。

平成十九年六月一日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 三澤 眞

- 一 試験の日時
平成十九年十月二十二日(日曜日) 午後二時から午後三時まで
ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号)について登録講習修了者。以下「登録講習修了者」といふ。)については、午後一時十分から午後二時まで
- 二 試験の場所
試験の場所については、受験申込みの際に指定します。
- 三 試験の内容

<p>1 内容</p> <p>(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。</p> <p>(二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。</p> <p>(三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。</p> <p>(四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。</p> <p>(五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。</p> <p>(六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。</p> <p>(七) 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)及び同法の関係法令に関すること。</p> <p>ただし、登録講習修了者については、前記(一)と(五)に掲げる事項に関する問題を免除します。</p> <p>2 出題法令</p> <p>平成十九年四月一日現在施行されている法令によります。</p> <p>四 試験の方法及び出題数</p> <p>1 方法 四肢択一式の筆記試験によります。</p> <p>2 出題数 五十問</p> <p>ただし、登録講習修了者については、四十五問とします。</p> <p>五 受験資格</p> <p>年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができます。</p> <p>六 受験申込み(持参による申込みの取扱いはいたしません。)</p> <p>1 インターネットによる申込み</p> <p>(一) 試験案内の掲載</p> <p>(1) 掲載期間 平成十九年七月二日(月曜日)から同月十七日(火曜日)まで</p> <p>(2) 掲載場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(http://www.rciion.jp)</p> <p>(二) 申込期間 平成十九年七月二日(月曜日)午前九時三十分から同月十七日(火曜日)午後九時五十分まで</p>	<p>(三) 申込方法</p> <p>(1) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(http://www.rciion.jp)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力してください。</p> <p>(2) 写真ファイル(平成十九年四月一日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のもの)JPEG形式のものを添付してください。</p> <p>(四) 受験手数料 七千円</p> <p>財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入してください。(事務手数料は、本人負担とします。)</p> <p>2 郵送による申込み</p> <p>(一) 試験案内及び受験申込書の配布 平成十九年七月二日(月曜日)から同月三十一日(火曜日)まで ただし、日曜日、土曜日及び休日を除きます。</p> <p>(2) 配布場所</p> <p>社団法人奈良県宅地建物取引業協会 (奈良市大安寺六丁目二〇番三号奈良県住宅建会館内)及び各支部 奈良県内の一部書店 取扱い書店についての問い合わせ先 社団法人奈良県宅地建物取引業協会(〇七四二)六一一四五二八 なお、郵送による配布も行いますので、希望者は返信封筒(サイズ角二、百四十円切手貼付)同封の上、社団法人奈良県宅地建物取引業協会あて(七月二十日(金曜日)必着)請求してください。</p> <p>(二) 申込期間 平成十九年七月二日(月曜日)から同月三十一日(火曜日)までの日付の消印のあるもの</p> <p>(三) 提出書類</p>	<p>受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書を貼付したものは、所定の用紙に必要な事項を記入の上、写真(平成十九年四月一日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦四五センチメートル、横三・五センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以下の大きさのもの)一枚をはり付けて下さい。</p> <p>また、登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)も提出して下さい。</p> <p>(四) 受験手数料 七千円(受験申込前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込んで下さい。なお、払込手数料は、本人負担とします。)</p> <p>(五) 郵送先及び郵送方法 社団法人奈良県宅地建物取引業協会(奈良市大安寺六丁目二〇番三号奈良県住宅建会館内)あて、配達記録郵便で申し込んで下さい。</p> <p>七 合格発表</p> <p>1 発表の期日 平成十九年十二月五日(水曜日)</p> <p>2 発表の方法 社団法人奈良県宅地建物取引業協会及び奈良県庁の掲示場に掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行います。 問い合わせ先 社団法人奈良県宅地建物取引業協会 電話番号(〇七四二)六一一四五二八</p> <p>平成十九年三月十六日付け奈良県公報第十八百五十四号正誤表</p> <table border="1"> <tr> <td>六</td> <td>段</td> <td>行</td> <td>誤</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>中</td> <td>五、六</td> <td>葛城市竹内一六二八、一六六</td> <td>葛城市竹内一六二八(次の四)</td> </tr> </table>	六	段	行	誤	正	三	中	五、六	葛城市竹内一六二八、一六六	葛城市竹内一六二八(次の四)
六	段	行	誤	正								
三	中	五、六	葛城市竹内一六二八、一六六	葛城市竹内一六二八(次の四)								

正 誤

平成十九年三月三十日付け奈良県公報外第六十四号正誤表

一		誤	正
上		行	
目次中「奈良県水道局職員就業規程の一部改正」と「奈良県水道局行政文書規程の一部改正」の間に、「(県営水道訓令)」を加える。			
一行目は以下の誤り。 第一条を次のように改める。 第二条 削除 二十八行目と二十九行目の間に次を加える。 県営水道訓令			
二十九 奈良県営水道企業管理規程第五号			奈良県営水道訓令第一号
下		行	

二・一六六五(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)		六二、一六六五	
二十七 葛城市竹内一七五四の二・一七五四の一五・一七五四の九		葛城市竹内一七五四の二・一七五四の四七・一七五四の五四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)	一七五四の四七・一七五四の五四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
五四の五四・一七五四の五八(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)		七五四の一五、一七五四の四五、一七五四の五八	

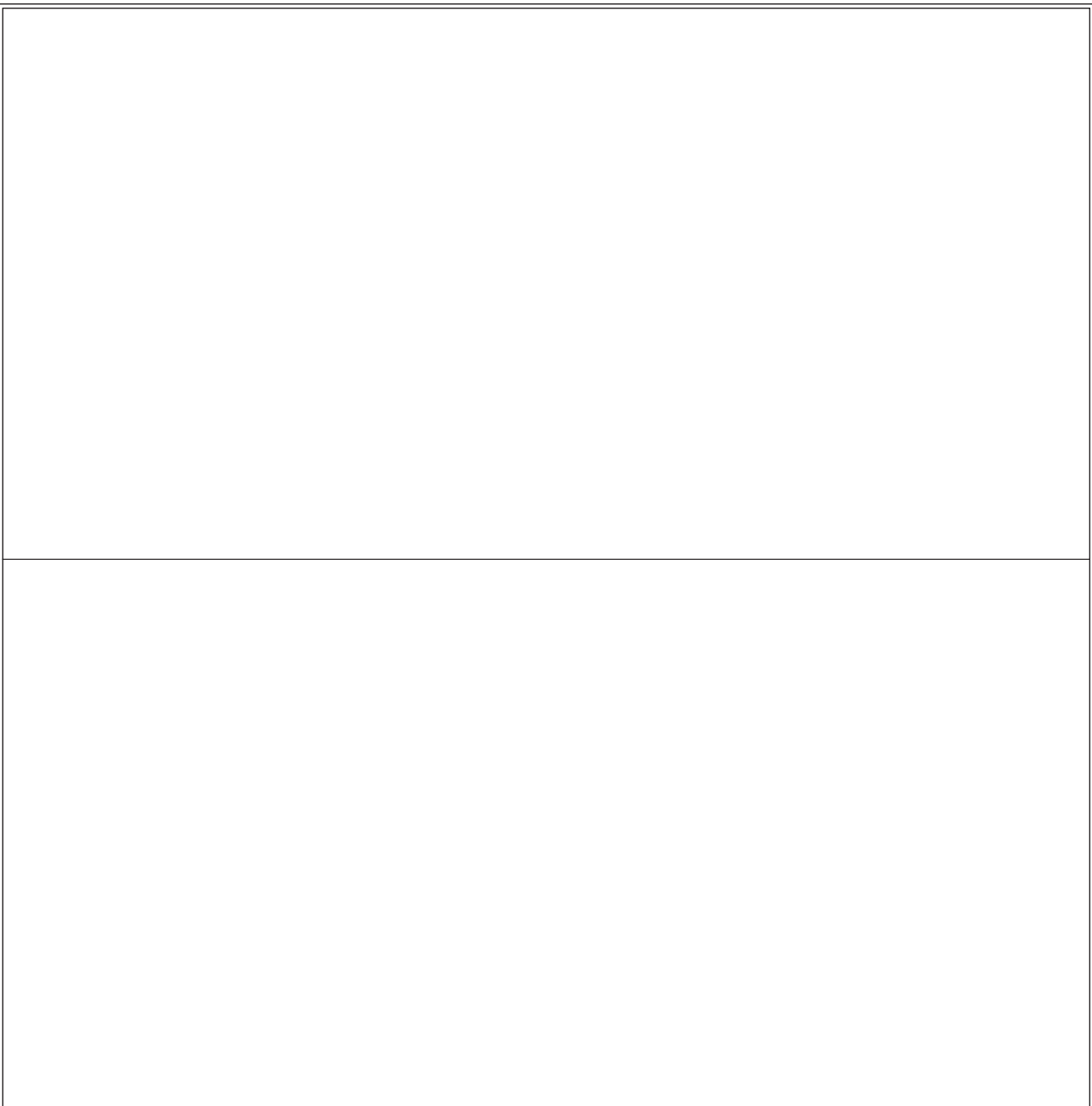
平成十九年三月三十一日付け奈良県公報外第六十七号正誤表

一		誤	正
中		行	
二十二 県営水道企業管理規程			県営水道訓令
二十四 奈良県営水道企業管理規程第六号			奈良県営水道訓令第一号
三		行	
目次中「県営水道企業管理規程」は、「県営水道訓令」の誤り。			

平成十九年三月三十日付け奈良県公報外第六十五号正誤表

一		誤	正
中		行	
後ろか ら十六 第六号			第五号

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



<p>発行 奈良県 奈良市登大路町三〇 電話 〇七四二―二三―二〇二代</p> <p>印刷 株式会社春日 奈良市三条栄町九一八 電話 〇七四二―三五―七三三代</p>	
---	--

本誌は再生紙を使用しています。